

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における特許の審査基準・審査マニュアル
に関する調査研究報告書

平成 26 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

3. ブラジル

ブラジルにおける特許関連法規

ブラジルにおける特許関連法規は、以下の通り。

- ・ 1996年産業財産法（2001年2月14日改正）¹
- ・ 1997年特許規則（1997年5月15日施行）²

3. 1 ブラジル産業財産庁で作成されている審査基準関連資料及びその概要

ブラジル産業財産庁（National Institute of Industrial Property (Instituto Nacional da Propriedade Industrial)；以下、「INPI」）においては審査基準関連資料として、特許審査及び実用新案特許に関するガイドラインが作成されている。詳細は、下記の通り。

なお、INPIは2011年から2015年の包括的な優先プロジェクトを2011年に決定し、審査ガイドラインの改訂を同プロジェクトの一環として実施している。³

- ① 特許出願審査ガイドライン（DIRETRIZES DE EXAME DE PATENTES；以下、「特許審査ガイドライン」）⁴
2002年版及び2013年版

概要：

特許審査ガイドラインは、INPIに対する特許出願の審査手続において審査官が順守すべき内容についてまとめられたものである。

なお、2002年版の特許審査ガイドライン（以下、「2002年特許審査ガイドライン」）は、2013年12月に施行された「2013年特許審査ガイドライン」

¹ <http://www.inpi.gov.br/images/stories/Lei9279-ingles.pdf>（英語版）

本項におけるブラジル産業財産法の条文の和訳は、特に記載がない限り、日本特許庁のウェブサイト「外国産業財産権制度情報」で公開されたものを使用した。

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/brazil/sanzai.pdf>

（最終アクセス日：平成26年2月12日）

² http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=125407（英語版）

本項におけるブラジル特許規則の条文の和訳は、特に記載がない限り、日本特許庁のウェブサイト「外国産業財産権制度情報」で公開されたものを使用した。

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/brazil/pr/mokuji.htm>

（最終アクセス日：平成26年2月12日）

³ 法律事務所アンケートの回答より

⁴ 2002年版：

http://www.inpi.gov.br/images/stories/Diretrizes_doc_20_de_dez_verso_final_26_dez.pdf（ポルトガル語）

2013年版：<http://revistas.inpi.gov.br/pdf/PATENTES2241.pdf>（37頁－93頁）

（ポルトガル語）（最終アクセス日：平成26年2月12日）

第1部 (DIRETRIZES DE EXAME DE PATENTES - BLOCO I) (以下、「2013年特許審査ガイドライン」)により一部の内容が置き換えられた。2013年特許審査ガイドラインで置き換えられていない内容については、引き続き、2002年特許審査ガイドラインの内容が有効である。

- ② 1994年12月31日以後の生物工学及び医薬品分野における特許出願審査ガイドライン (DIRETRIZES PARA O EXAME DE PEDIDOS DE PATENTE NAS ÁREAS DE BIOTECNOLOGIA E FARMACÊUTICA DEPOSITADOS APÓS 13/12/1994 ; 以下、「バイオ・医薬品特許審査ガイドライン」)⁵
2002年版

概要 :

本ガイドラインは、生物工学及び医薬品分野に関する特許出願の審査を行う上で、上記特許審査ガイドラインを補足するために作成されたものである。

なお、本ガイドラインの2012年版が作成され、パブリックコメントの募集を経て、その最終版がINPIのウェブサイトにおいて2013年7月に公表されたが⁶、まだ施行されていない。

- ③ 実用新案特許審査ガイドライン (DIRETRIZES DE EXAME DE PATENTE DE MODELO DE UTILIDADE)⁷
2012年11月版

概要 :

本ガイドラインは、実用新案特許出願審査の標準化及びスピードアップのために、実用新案特許出願に関する概念を明確にし、審査に関する手続の確立を目的としたものである。⁸

上記のガイドラインのほかに、上記ガイドラインの成立、及びINPIにおける運用に関する内容を通知する、決議 (Resoluções) 又は規範通知 (Demais Normativos) が存在する。

2013年に出された主な決議及び規範通知は、下記の通り。

⁵ http://www.inpi.gov.br/images/stories/Diretrizes_Farmacaceutica_e_Biotec.pdf
(ポルトガル語) (最終アクセス日:平成26年2月12日)

⁶ http://www.inpi.gov.br/images/docs/diretrizes_biotecnologia_final_04_jul_2013.pdf
(ポルトガル語) (最終アクセス日:平成26年2月12日)

⁷ http://www.inpi.gov.br/images/docs/diretriz_de_mu_versao_2_original.pdf
(ポルトガル語) (最終アクセス日:平成26年1月15日)

⁸ 実用新案特許審査ガイドライン「Introdução」第1パラグラフ

(決議)

- ・ INPI に対する特許出願における産業財産法第 32 条の適用に関する決議 No.93/2013⁹
- ・ 継続的な侵害の主張に基づく優先審査に関する決議 No.68/2013¹⁰
- ・ 医薬品、及び公衆衛生に関連する方法、装置及び物質に関する出願の優先審査に関する決議 80/2013¹¹
- ・ 環境技術に関する特許出願の優先審査に関する決議 No.83/2013¹²

(規範通知)

- ・ 特許及び発明の追加証に関する産業財産法の運用を確立する規範通知 No.17/2013¹³

3. 1. 1 審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力¹⁴

ブラジルにおいて作成されている上記ガイドラインは、ブラジル産業財産庁長官 (Director) 及び特許局長 (Commissioner for Patents) の共同決定によって、INPI の内部規則 No.149/2013 及び法令 No.7.356/2010 に従い施行される。すべてのガイドラインは同じ法的地位を有しており、したがって別段の記載がない限り、ガイドラインの新版によって旧版は廃止されることになる。

① 特許審査ガイドライン

2002 年特許審査ガイドラインの施行に関する決議 No.64/2013¹⁵ (同決議 No.63/1998 に代わる) の第 1 条において、審査官は本ガイドラインの規定に順守しなければならない旨が規定されており、また、同ガイドラインは、2002 年 12 月 31 日付けの官報 No.1669 で公表され、旧特許局長 (Mr. Luiz Otávio Beaklini) 及び BRPTO 長官 (Mr. José Graça Aranha) によって規範的効力が与えられており、審査官に対して拘束力を持つ。¹⁶ また、ガイドラインは、裁判所を拘束

⁹ http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/resolucao_pr_n_932013 (ポルトガル語)
(最終アクセス日: 平成 26 年 2 月 13 日)

¹⁰ http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/resolucao_pr_n_682013 (ポルトガル語)
(最終アクセス日: 平成 26 年 2 月 13 日)

¹¹

http://www.inpi.gov.br/images/docs/resolucao_80-2013_-_exame_prioritario_saude.pdf
(ポルトガル語) (最終アクセス日: 平成 26 年 2 月 13 日)

¹² http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/resolucao_pr_n_832013 (ポルトガル語)
(最終アクセス日: 平成 26 年 2 月 13 日)

¹³ http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/instrucao_normativa_n_172013 (ポルトガル語)
(最終アクセス日: 平成 26 年 2 月 13 日)

¹⁴ 本項の内容は、法律事務所アンケートの回答を元に作成した。

¹⁵ http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/resolucao_pr_n_642013
(ポルトガル語) (最終アクセス日: 平成 26 年 2 月 12 日)

¹⁶ 法律事務所アンケートの回答より

なお、法律事務所アンケートの回答では、「審査官がガイドラインに厳格に従わないこと

しないが、説得力のある権威を有し、裁判所の判決理由として記載されることもある。

② バイオ・医薬品特許審査ガイドライン

本ガイドラインは、2002年8月6日の官報 No.1648 で公表され、旧特許局長（Mr. Luiz Otávio Beaklini）及び BRPTO 長官（Mr. José Graça Aranha）によって規範的効力が与えられており、審査官に対して拘束力がある。

③ 実用新案特許審査ガイドライン

本ガイドラインは、本ガイドラインを施行する決議 No.298/2012 の第1条に、実用新案特許審査に手続においてガイドラインを順守する旨が述べられており、審査官に対して拘束力を持つ。また、ガイドラインは、裁判所を拘束しないが、説得力のある権威を有し、裁判所の判決理由として記載されることもある。

3. 1. 2 審査基準関連資料の作成及び改訂

（1）審査基準関連資料改訂の理由¹⁷

審査基準関連資料の改訂理由としては、次の理由が挙げられる。

- ・ 関係法令の変更
- ・ 出願人等からの要望

（2）審査基準関連資料の改訂の流れ¹⁸

INPI におけるガイドラインの策定及び改訂の基準となる規範手続は存在しておらず、INPI の内部規則では、特許局長が審査ガイドラインの改訂を提案すると定めているだけであり INPI におけるガイドラインの策定又は改訂の正式な関連手続は存在しない。

直近に行われた 2013 年特許審査ガイドライン、2012 年実用新案特許審査ガイドラインの改訂の流れは、下記の通り。

は時としてあるが、ガイドラインの不順守のために審査官の決定が却下されたケース、又はこのような不順守のために審査官が制裁を受けたケースなどは聞いたことがない。」との情報も記載されていた。

¹⁷ 法律事務所アンケートの回答より

¹⁸ 本項の内容は、法律事務所アンケートの回答から得られた情報を元に作成した。



なお、パブリックコメント終了後、最終改訂案が公表される際に、提案された意見の受け入れの可否を含む決定及びその決定理由を公表している。

3. 1. 3 審査基準関連資料の改訂の頻度¹⁹

上記ガイドラインの更新頻度並びに最新の改訂・発行時期は、下記の通り。

① 特許審査ガイドライン：不定期／最近の改訂時期：2013年12月17日

改訂の概要：

2013年特許審査ガイドラインでは、2002年特許審査ガイドラインの明細書、図面及びクレームチャート、審査請求前後の自発的補正、開示不十分、発明の単一性の欠如、クレーム文言及び出願の方式面及び内容面に関するいくつかのセクションが廃止され、新しいガイドラインが導入された。²⁰

2013年特許審査ガイドラインにおける改訂箇所は、下記の表の通り。²¹

¹⁹ 本項の内容は、法律事務所アンケートの回答から得られた情報を元に作成した。

²⁰ 法律事務所アンケート回答より

²¹ 法律事務所アンケート回答より

変更内容	2002年版における 廃止箇所	2013年版における 該当箇所
明細書、図面及び クレームチャート	1.4.2 ; 1.4.2.1	第 II 章、第 III 章、 第 IV 章
審査請求前後の 自発的補正	1.4.3 ; 1.4.4	第 II 章 2.20－2.24
開示不十分	1.5.1	第 II 章 2.13－ 2.19
発明の単一性の欠如	1.5.6	第 III 章 3.138－3.143
クレーム文言	1.9.1	第 III 章
出願の方式面及び 内容面	1.10	第 III 章、第 IV 章

なお、上記以外の 2002 年特許審査ガイドラインの内容についても改訂が検討中である。

② バイオ・医薬品特許審査ガイドライン：不定期／現在改訂中

バイオ・医薬品特許審査ガイドラインは、「生物工程技術関連の特許出願審査ガイドライン」として改訂案の最終案が INPI のウェブサイトで公表されたものの、2014 年 1 月現在、未だ施行されていない。下記④参照。

③ 実用新案特許審査ガイドライン：不定期／最近の改訂時期：2012 年 11 月 21 日

実用新案特許審査ガイドラインは、2012 年版が 2012 年 11 月 21 日施行された。本改訂は、実用新案特許出願審査の標準化及びスピードアップのために、実用新案特許出願に関する概念を明確にし、審査に関する手続の確立を目的として導入された。

また、現在作成中の審査基準関連資料としては、下記のものがある。

④ 生物工程技術関連の特許出願審査ガイドライン

上記ガイドライン（案）が、2012 年 12 月 5 日付けの官報で公表され、INPI

のウェブサイトで公表された。²² 上記公表日から 60 日間(2013 年 2 月 4 日まで) INPI のウェブサイト上にて意見又は提案を求めるパブリックコメントが実施された。その後、2013 年 6 月に同改訂の最終案が公表された²³ものの、2014 年 1 月現在、未だ施行されていない。

⑤ コンピュータ実施発明関連の特許出願審査ガイドライン²⁴

上記ガイドライン(案)が、2012 年 3 月 16 日に労働組合の公報にて公表され、上記公表の日から 60 日間(2012 年 5 月 15 日まで) INPI のウェブサイト上にて意見又は提案を求めるパブリックコメントが実施されたが、2014 年 1 月現在、未だ施行されていない。

3. 2 審査基準関連資料の内容について

INPI が作成している審査ガイドラインにおいて、下記の項目に関する該当箇所は、以下の通り。

3. 2. 1 発明(特許対象・非特許対象/特許事由・不特許事由)

「発明(特許対象・非特許対象/特許事由・不特許事由)」に関する内容は、2002 年特許審査ガイドラインの「1. 審査」の 1.5.2 で説明されている。

[2002 年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.5 考えられる不備

1.5.2 法律上の禁止

特許の除外対象となる発明の主題については、産業財産法第 10 条及び第 18 条において、下記の主題が挙げられている。

「産業財産法第 10 条

- ・発見、科学の理論及び数学の方法

²²

http://www.inpi.gov.br/images/docs/diretriz_biotechnologia_consulta_publica_30_11_12_original_0.pdf (ポルトガル語) (最終アクセス日:平成 26 年 2 月 25 日)

²³ http://www.inpi.gov.br/images/docs/diretrizes_biotechnologia_final_04_jul_2013.pdf (ポルトガル語) (最終アクセス日:平成 26 年 2 月 25 日)

²⁴ http://www.inpi.gov.br/images/stories/Procedimentos_de_Exame.pdf (ポルトガル語) (最終アクセス日:平成 26 年 2 月 13 日)

- ・ 純粹に抽象的な概念
- ・ 商業、会計、金融、教育、広告、くじ及び抽出の手段、計画、原理又は方法
- ・ 文学、建築、美術及び科学の著作物、又は審美的創作物
- ・ コンピュータ・プログラムそれ自体
- ・ 情報の提供
- ・ 遊戯の規則
- ・ 人体又は動物に適用する外科的技術及び方法、並びに治療又は診断の方法
- ・ 全ての自然の生物のゲノム又は生殖細胞質を含めて、それらから分離されたものであるか否かに拘らず、自然の生物及び生物材料の全部又は一部、並びに自然の生物学的方法

産業財産法第 18 条

- ・ 道徳、善良の風俗、並びに公共の安全、公の秩序及び公衆の衛生に反するもの
- ・ 原子核変換から生じる全ての種類の物質、材料、混合物、元素又は製品、及びその物理化学的属性の変態、並びにそれらの取得又は変態のための方法
- ・ 生物の全体又は一部分。ただし、第 8 条に規定した特許を受けるための 3 要件、すなわち、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の要件を満たし、かつ、単なる発見ではない遺伝子組み替え微生物を除く。」

特許審査ガイドラインの 1.5.2 では、「審査官の見解において、すべてのクレームが産業財産法第 10 条又は第 18 条の除外対象のいずれかに該当する場合、特許適格性について拒絶意見を出さなければならぬ」と説明されている。

3. 2. 2 産業上の利用可能性・有用性

「産業上の利用可能性・有用性」に関する内容は、2002 年特許審査ガイドラインの「1. 審査」の 1.5.3 で説明されている。

[2002 年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.5 考えられる不備

1.5.3 産業上の利用不可

1.5.3 では、「産業上の利用という概念は、農業、採掘産業、及びあらゆる工業製品又は天然産物にも適用され得ることから、その意味に関してしかるべき

柔軟性をもって審査されなければならない。同様に産業という用語は、技術的性質を持つあらゆる具体的活動、つまり、芸術分野とは異なる、実用的で生産的な分野に属する活動を含むとみなされるべきである。発明は、実現の領域に属さなければならない。つまり抽象的な原則ではなく、産業において実行可能な概念について言及しなければならない。審査官が産業上の利用は非実現的であるという判断を下せば、不利な見解を表明する。」と説明されている。

3. 2. 3 新規性

新規性に関する下記の項目については、2002年版及び2013年版の特許審査ガイドラインにおいて説明されている。

(1) クレームに係る発明の認定

a) クレーム解釈の基本的な考え方

「クレーム解釈に関する基本的な考え方」は、2002年版の「1.9 実体審査時、出願書類において認められる可能性のある不備」の1.9.2.1において説明されている。

[2002年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.9 実体審査時、出願書類において認められる可能性のある不備

1.9.2 特許性の要件

1.9.2.1 新規性

クレーム解釈の基本的な方法として、1.9.2.1において「審査官は、出願された各独立クレームの新規性に関わるサーチにより示されている引用文献を審査する。ある独立クレームは、前提部及び特徴部分の全要素が単一の引用文献に存在する場合、新規性が欠如しているとみなされる。」と説明されている。

b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明²⁵

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明」は、2013年版の「第III章 クレームの範囲」において説明されている。

²⁵ 機能、特性、性質、作用、物の用途を用いてその物を特定しようとする記載、製造方法で特定された製品等

[2013年特許審査ガイドライン]

第 III 章 クレームの範囲

原則

順序付け

クレームの形式、内容、タイプ

前提部、特徴の表現、及び特徴部分

技術的特徴

公式と図表

クレームのタイプ

クレームの形式

独立クレームについて

従属クレームについて

クレームの明解さ及び解釈

原則

矛盾－明細書及び図面による根拠づけ

一般説明

本質的性質

関連用語又は不的確な用語の使用

クレームの明解さ及び解釈について

到達される結果という観点での保護根拠の定義

パラメーターという観点での保護根拠の定義

クレームで言及されたパラメーターの測定手段及び方法

プロダクト・バイ・プロセス・クレーム

使用又はその他の目的に関する参照による定義

「em (in)」という表現

用途クレーム

明細書又は図面に関する参照

参照の記号

否定による限定

パラグラフ 3.63 では、プロダクト・バイ・プロセス・クレームについて「製造プロセスという観点から定義される製品クレームは、その製品が特許性要件を満たす場合にのみ、許可される。つまり、主にそれらが別の形式では説明が不可能な新しい考案品である場合である。新たなプロセスによって製造されるという事実のみでは、その製品は新規とはみなされない。新規性の審査については、プロセス Y によって得られた製品 X のクレームは、その製造方法に関わらず、製品 X 自体に対する先行例が発見された場合には、新規性を失う。」と説明されている。

また、パラグラフ 3.78 では、用途クレームについて「『使用によって特徴づけられる製品』の形式による独立クレームであって、当該製品が技術水準から公知となっている場合は、新規性の欠如により認められない。当該製品が技術水準から公知となっていない場合には、そのようなクレームの表記は、ブラジル産業財産法第 25 条により、当該製品の技術的特徴を定義しなければならないため、明瞭性の欠如により認められない。」と説明されている。

(2) 先行技術の認定

a) 先行技術の定義

「先行技術の定義」に関する内容は、2002 年版の「1.4 実体審査」の 1.4.1 において説明されている。

[2002 年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.4 実体審査

1.4.1 新規性確定のための日付確認

先行技術については、産業財産法第 11 条(1)において「文書又は口頭による説明、使用その他の方法により、特許出願日前にブラジル又は外国において、公衆の利用に供されていた全てのもの」と規定されている。

1.4.1 では、「審査官は、最先の優先出願日と出願日の間に公開された何かしらの関連する先行技術を発見した場合、クレームの新規性及び／又は発明性（進歩性）に関する内容が含まれているかどうかを確認しなければならない。」と説明されている

b) 先行文献の基準日の認定

「先行文献の基準日の認定」についての説明は、2002 年版の「1.4 実体審査」の 1.4.1 において説明されている。

[2002 年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.4 実体審査

1.4.1 新規性確定のための日付確認

1.4.1 において、「審査では、原則として、出願日、又は、該当する場合、主張された最先の優先日が新規性確定のための日付とみなされる。しかし、外国又は国内の 1 又は複数の優先権を有するクレームによって一旦ブラジルで出願された場合は、優先権により保護されない内容を含むことができ、その場合、審査においては、ブラジルの出願日に存在していた技術水準を考慮しなければならない。」と説明されている。

c) 引用発明の認定

「引用発明の認定」については、2002 年版の「1.5 考えられる不備」の 1.5.4 において説明されている。

[2002 年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.5 考えられる不備

1.5.4 新規性の欠如

1.5.4 において、引用発明の認定について「一般原則として、単一の先行技術文献から予測できない場合には、新規性があるものと判断される。新規性の審査において、従属クレームは、その有効性が、同クレームが従属するクレームと共に常に解釈されるため、それ自体が新規である旨を定義する必要はない。発明活動（進歩性）要件は、新規性があることが前提となる。新規性が欠如している場合、発明活動（進歩性）について審査する必要はない。」と説明されている。

また、産業財産法第 11 条(2)及び(3)において、技術水準の一部を構成する文献として、下記が挙げられている。

- ・ブラジルにおいて出願されており、未だ公開されていない出願。ただし、当該出願が後において公開されることを条件とする。
- ・ブラジルでの国内手続が行われることを条件として、ブラジルにおいて効力を有する条約又は協定に基づいて行われた国際特許出願。ただし、当該出願が後において公開されることを条件とする。

1.5.4 において、出願日又は優先日において公開されていない出願について「後の特許出願の出願日、又は、優先権主張されている場合は優先日の時点で、公開されていないブラジル特許出願は、新規性を評価する場合のみ、技術水準に属するものとみなされる。したがって、発明活動（進歩性）の審査のため、公開されていなかった出願に含まれる情報を、他のいかなる情報とも組み合わせることはできない。」と説明されている。

(3) 新規性の判断

a) 新規性の判断手法

「新規性の判断手法」については、2002年版の「1.9.2 特許性の要件」の1.9.2.1において説明されている。

[2002年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.9 実体審査時、出願書類において認められる可能性のある不備

1.9.2 特許性の要件

1.9.2.1 新規性

パラグラフ 1.9.2.1 では、新規性の判断手法について「審査官は、出願された各独立クレームの新規性に関わる先行技術調査によって示される先行文献を審査する。ある独立クレームは、前提部及び特徴部分の全要素が単一の引用文献に存在する場合、新規性が欠如しているとみなされる。審査官の見解では、あるクレームが新規性を示さない場合は常に、その技術的見解は、結論へ導く参照及び論拠を示すことで、根拠に支えられた事実を指摘しなければならない。もし審査官が、ある独立クレームが新規であると結論付けた場合、それに従属するクレームもそのような要件を満たしているかどうかを審査する必要はないということが指摘される。」と説明されている。

b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断」については、2013年版の「第III章 クレームの範囲」において説明されている。

[2013年特許審査ガイドライン]

第III章 クレームの範囲

一般原則

順序付け

クレームの形式、内容、タイプ

前提部、特徴の表現、及び特徴部分

技術的特徴

公式と図表

クレームのタイプ

クレームの形式

独立クレームについて
従属クレームについて
クレームの明解さ及び解釈
一般原則
矛盾－明細書及び図面による根拠づけ
一般説明
本質的性質
関連用語又は不的確な用語の使用
クレームの明解さ及び解釈について
到達される結果という観点での保護根拠の定義
パラメーターという観点での保護根拠の定義
クレームで言及されたパラメーターの測定手段及び方法
プロダクト・バイ・プロセス・クレーム
使用又はその他の目的に関する参照による定義
「em (in)」という表現
用途クレーム
明細書又は図面に関する参照
参照の記号
否定による限定

パラグラフ 3.65 において、プロダクト・バイ・プロセス・クレームの判断方法について「ある複合素材が、新たな合成段階を含んで製造されるようなケースを考慮する。結果として生じる製品は、同じ組成式を持つ素材の技術水準と比較してより大きな力学的耐久性があるという異なる性質を持つが、出願人はその素材自体について説明することができない。この場合、その製品はプロダクト・バイ・プロセスという用語で説明され得る。」と説明されている

また、パラグラフ 3.78 では、用途クレームについて「『使用によって特徴づけられる製品』の形式による独立クレームであって、当該製品が技術水準から公知となっている場合は、新規性の欠如により認められない。当該製品が技術水準から公知となっていない場合には、そのようなクレームの表記は、ブラジル産業財産法第 25 条により、当該製品の技術的特徴を定義しなければならないため、明瞭さの欠如により認められない。」と説明されている。

(4) グレースピリオド

「グレースピリオド」については、2002 年版の「1.5 考えられる不備」の 1.5.4.a) において説明されている。

[2002年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.5 考えられる不備

1.5.4 新規性の欠如

1.5.4.a) グレースピリオド

上記では、「グレースピリオドは、新規性の一般原則に例外を設ける。発明者から直接又は間接的に得られた情報に基づき、発明者自身又は第三者によってなされた公表は、出願日又は要求された優先日から12か月以上前に行われたのでない限り、技術水準を構成するとはみなされない。」と説明されている。

6. 2. 4 進歩性

進歩性に関する下記の項目については、2002年特許審査ガイドラインにおいて説明されている。

(1) 進歩性の判断に適用される基本的手法

「進歩性の判断に適用される基本的手法」については、「1.9.2 特許性の要件」の1.9.2.2（発明特許についての進歩性）及び1.9.2.3（実用新案特許についての進歩性）において説明されている。

[2002年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.9 実体審査時、出願書類において認められる可能性のある不備

1.9.2 特許性の要件

1.9.2.2 発明活動

1.9.2.3 発明行為

1.9.2.2 では、「進歩性の判断に適用される基本的手法」について「発明活動の存在の評価において、その主題の専門家が、検討された技術水準についての引用を当時知っていたとしたら、当該発明に到達するために必要な変更又は組合せを実現する動機づけになったかどうかということが考慮されなければならない。そのような評価は、出願日又は出願の優先日以前に公開された資料に基づいてのみ可能である。」と説明されている。

さらに「新規性の存在は、発明活動の存在にとって本質的な前提条件である。」

と述べられており、発明が新規であることが進歩性を有することの前提条件とされている。

1.9.2.3 では、実用新案特許に必要な発明行為について「ある物体に取り入れられた変更の結果として、その使用や製造に改善がみられ、人間の活動を容易にしたり、その効率を改善したりする場合、発明行為が存在するとみなされる。発明行為は、発明活動と同様の性質のものであるが、発明性の度合いが低いものである。」と説明しており、発明特許に比べて要求される進歩性のレベルは低くなっている。

(2) 先行技術とクレームとの相違点の判断基準

「先行技術とクレームとの相違点の判断基準」の下記の各項目については、「1.9.2 特許性の要件」の 1.9.2.2 及び 1.9.2.3 において説明されている。

a) 先行技術の組合せ

「先行技術の組合せ」については、1.9.2.2 及び 1.9.2.3 において説明されている。

[2002 年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.9 実体審査時、出願書類において認められる可能性のある不備

1.9.2 特許性の要件

1.9.2.2 発明活動

1.9.2.3 発明行為

1.9.2.3では、先行技術の組合せについて「明らかだとみなされた変更の事実は、実用新案特許として登録される可能性を排除しない。発明行為とみなされ得る例は、以下の通りである。(a) 圧力フィッティングによるねじの代用、(b) 実用性を目的として発話器と受話器を1つに統合するという、初期に使用されていた電話機の形態及び構造の変更、(c) 既知要素(キット、プレキャストなど)、あるいは横糸、縦糸、糸の編み合わせといった特定の繊維の配置(布地やそれに類するもの)をも含む物の組合せ/結合。」と説明されている。

b) 共通の一般的知識の問題

「共通の一般的知識の問題」については、1.9.2.2 において説明されている。

[2002年特許審査ガイドライン]

1 審査

1.9 実体審査時、出願書類において認められる可能性のある不備

1.9.2 特許性の要件

1.9.2.2 発明活動

共通の一般的な知識は、「進歩性の判断に適用される基本的手法」にもあるように、「出願日又は出願の優先日以前に公開された資料」である。

c) クレームに記載された発明の効果の取扱い

「クレームに記載された発明の効果の取扱い」については、1.9.2.2において説明されている。

[2002年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.9 実体審査時、出願書類において認められる可能性のある不備

1.9.2 特許性の要件

1.9.2.2 発明活動

上記では、下記の要素は、発明活動の存在を示す証拠としてみなすことができると説明している。

- 「・ 発明の優位性を示し、発明活動の提示において説得力のある技術水準に関わる比較データ
- ・ 長年その解決が必要とされ待ち望まれていた技術的問題の存在、及びその発明がこの必要性への答えであるということ
- ・ その発明により提示される解決策が、同じ技術分野における通常活動とは対照的であり、そのテーマの専門家は同様の手段を取ろうとは考えないようなものであるということ
- ・ 宣伝によるものではなく、その発明の技術的性質に結び付いた商業的成功」

3. 2. 5 拡大先願・先願

拡大先願・先願に関する内容は、2002年特許審査ガイドラインの「1.5 考えられる不備」の1.5.4において説明されている。

[2002年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.5 考えられる不備

1.5.4 新規性の欠如

前述の「引用発明の認定」において述べたように、産業財産法第11条(2)及び(3)において、技術水準の一部を構成する文献として、下記が挙げられている。

- ・ブラジルにおいて出願されており、未だ公開されていない国内出願。
- ・ブラジルでの国内手続が行われることを条件として、ブラジルにおいて効力を有する条約又は協定に基づいて行われた国際特許出願。

ただし、上記出願が、対象出願の出願日又は優先日より後においてであれ、公開された場合のみ対象となる。

3. 2. 6 記載要件

記載要件に関する下記の項目については、2013年特許審査ガイドラインの「第II章 明細書」及び「第III章 クレームの範囲」において説明されている。

(1) クレームの記載要件

a) サポート要件

クレームのサポート要件については、「第III章 クレームの範囲」の「明細書における根拠づけについて – ブラジル産業財産法第25条」及び「クレームに記載されている主題が明細書に記載されていない場合」において説明されている。

[2013年特許審査ガイドライン]

第 III 章 クレームの範囲

明細書における根拠づけについて—ブラジル産業財産法第 25 条

一般原則

クレームにおける一般化の度合い

理由付けの欠如による拒絶

理由付けの欠如 対 説明の不足

機能という観点からの定義

クレームに記載されている主題が明細書に記載されていない場合

ブラジル産業財産法第 25 条において、クレームのサポート要件について「クレームは、明細書において具体化するものとし、出願の詳細を特徴付け、保護を求める内容を明瞭かつ正確に定義するものでなければならない。」と規定されており、パラグラフ 3.89 では「ブラジル産業財産法第 25 条は、出願の特殊性を特徴づけ、明瞭及び正確に保護の対象となる理由を定義することにより、クレームが明細書において理由づけられていなければならないことを規定している。これは、各クレームの対象は根拠となる明細書に基づかなければならず、クレームの範囲は明細書及び図面（存在する場合）の内容よりも広範であってはならず、技術水準への貢献に基づかなければならないことを意味する。」と説明している。

また、パラグラフ 3.100 では、「保護を求める主題が、出願時のクレームにおいて明示されているが、明細書のどこにも記載されていない場合、当該主題を明細書に含めることが認められる。ただし、産業財産法 24 条²⁶の規定を満たしている場合に限る」と説明されている。

b) 明確性の要件

クレームの明確性の要件については、「第 III 章 クレームの範囲」の「クレームの明解さ及び解釈」において説明されている。

²⁶ ブラジル産業財産法 第 24 条

明細書には出願の対象を、当該分野の当業者による再現が可能となる程度に明確かつ十分に記載しなければならず、該当する場合は、それを実行するための最善の方法を表示しなければならない。

補項 出願の対象の実行にとって不可欠である生物材料が、本条に従った記載をすることができず、かつ、公衆が入手することのできないものである場合は、明細書は、INPI により認可され又は国際条約で指示された機関に、その材料を寄託することによって補充しなければならない。

[2013 年特許審査ガイドライン]

第 III 章 クレームの範囲

クレームの明解さ及び解釈

一般原則

パラグラフ 3.36 において「クレームが明確でなければならないという条件は、個々のクレーム及びクレームの範囲に全体として適用される。クレームの明確性は、それらが保護の対象根拠を定義するために、重要な基礎となる。したがって、クレームの用語の意味は、明細書及び図面（存在する場合）に基づいたクレームの作成からその主題の専門家にとって明解でなくてはならない。クレームの多様なカテゴリによって達成される保護の範囲における相違を考慮し、審査官は、クレームの作成が申請するカテゴリに対して明確であることを保証しなければならない。」と説明されている。

c) その他の要件

クレームの記載要件に関するその他の要件について、「第 III 章 クレームの範囲」の上記以外の項目において説明されている。

[2013 年特許審査ガイドライン]

第 III 章 クレームの範囲

一般原則

順序付け

クレームの形式、内容、タイプ

前提部、特徴の表現、及び特徴部分

技術的特徴

公式と図表

クレームのタイプ

クレームの形式

独立クレームについて

従属クレームについて

クレームの明解さ及び解釈

一般原則

矛盾－明細書及び図面による根拠づけ

一般説明

本質的性質

関連用語又は不的確な用語の使用

クレームの明解さ及び解釈について
到達される結果という観点での保護根拠の定義
パラメーターという観点での保護根拠の定義
クレームで言及されたパラメーターの測定手段及び方法
プロダクト・バイ・プロセス・クレーム
使用又はその他の目的に関する参照による定義
「em (in)」という表現
用途クレーム
明細書又は図面に関する参照
参照の記号
否定による限定

パラグラフ 3.40 では、明細書とクレームとの間の矛盾について、下記のように説明されている。

「保護の範囲に疑念をもたらし、クレームの範囲が明確ではない、あるいは明細書に根拠がないということを引き起こすことから、明細書とクレームの範囲間のいかなる矛盾も避けられなければならない。そのような矛盾の例は、以下のようなタイプのものである。

- (i) 単純な言葉の矛盾 – 明細書は必然的に特定の性質に限定されるが、クレームがその限定に従わない場合、クレームの範囲を明細書に適応させることで矛盾は解決される。これは、ブラジル産業財産法第 25 条に基づき、ブラジル産業財産法第 32 条へ特別な注意を払ったその範囲を制限する方法である。明細書が、例えばねじのような特定の性質に関わるもので、クレームの範囲が一般的な固定手段について議論し、審査官が発明は必然的にねじに限定されないと判断する場合、明細書とクレームの範囲に矛盾があるとはみなされない。
クレームがある制限を提示するが、明細書ではこの性質を特別に強調していない場合に、別の状況が発生する。このような場合には、明細書とクレームの範囲間に矛盾はない。
- (ii) 明らかに本質的な特性に関する矛盾 – 技術的な一般的知識が発明に明示又は暗示されている場合であって、開示されている技術的特徴が発明を実施する上での本質的な特性とみなされるが、独立クレームに記載されていない場合、当該クレームは、産業財産法第 25 条に基づき、審査官によって許可されない。」

(2) 明細書の記載要件

a) 実施可能要件

実施可能要件については、2013年特許審査ガイドラインの「第II章 明細書」の「記載要件の充足について」において説明されている。

[2013年特許審査ガイドライン]

第II章 明細書

記載要件の充足について

生物材料の寄託について

配列表について

パラグラフ 2.13 では「記載要件の充足は、その主題の専門家によって再現が可能な程度まで十分に明解で正確に発明を提示すべき明細書に基づいて評価されなければならない。明細書は、請求された発明の実現を保証する十分な条件を含まなければならない。」と説明され、さらにパラグラフ 2.16 では「発明によって得られる結果及び機能を正当化する理論的根拠の記載は、発明をよりよく理解できるような形で明細書に提示されなければならない。しかしその記載は、この基準がその主題の専門家による発明の導入を可能にするような記載があることだけを要求していることから、記載要件の充足にとって決定的なものではない。そのような記載が出願の先行技術調査及び審査にとって本質的であると認められる場合、また発明のより良い理解のために、記載要件は常に充足していなければならない。」と説明されており、明細書から当業者が発明を理解するための最善の方法を推測できることが求められている。

b) その他の要件

実施可能要件以外の明細書の要件については、「第II章 明細書」の上記以外で説明されている。

[2013年特許審査ガイドライン]

第II章 明細書

提示の方法

技術水準

本発明によって解決される技術的問題及びその効果の証明

技術的到達

産業的用途

記載要件の充足について
生物寄託について
配列表について
明細書において初めて公表された根拠
固有名詞、登録商標、又は商号の使用
参照の記号
専門用語
物理量及び単位
一般説明
参考資料

技術水準のパラグラフ 2.03 では、「明細書には、発明の理解、並びに発明のサーチ及び審査にとって有効となる発明に関わる技術水準を含まなければならない。」と説明しており、明細書には、発明を理解するため、発明のサーチ及び審査を行うために有用な、発明に関連する先行技術を含めることを求めている。

3. 2. 7 情報開示義務

情報開示義務について、2013年特許審査ガイドラインの「第II章 明細書」の「技術水準」において説明されている。

[2013年特許審査ガイドライン]
第II章 明細書
技術水準

ブラジル産業財産法第34条では、審査請求後、審査官から請求された場合であって、優先権が主張されている場合、他国における対応する出願の承認に係る異論、先行技術調査書及び審査結果を60日以内に提出しなければならず、提出しなかった場合は、当該出願は却下される。

2013年特許審査ガイドラインでは、パラグラフ 2.04 から 2.05 において説明されている。

3. 2. 8 補正

補正に関する内容は、2013年特許審査ガイドラインの「第II章 明細書」の「明細書において初めて公表された根拠」において説明されている。

[2013年特許審査ガイドライン]

第II章 明細書

明細書において初めて公表された根拠

ブラジル産業財産法第32条では、「出願人は、特許出願を一層明瞭又は明確にするため、審査請求時まで、特許出願の補正をすることができる。ただし、補正は、出願書類によって最初に開示した内容を超えないことを条件とする。」と規定されており、パラグラフ2.20でも同様の説明がなされている。

また、パラグラフ2.23では、審査官からの見解に対する自発的補正について「INPIによって表明された見解の技術的又は科学的要求に由来する明細書における補正は、審査されなければならない。もしこの機会に出願人が、審査に直接由来しない明細書における自発的補正を提出するならば、出願時に開示された最初の内容に制限されている限り、それらもまた審査され、受け入れられなければならない。」と説明されている。

さらに、審査請求後の補正については、パラグラフ2.24において「審査請求後、明細書に提示された自発的補正は、出願時に開示された最初の内容に制限されている限り、受け入れられなければならない。」と説明されている。

なお、現在、補正について、INPIに対する特許出願における産業財産法第32条の適用に関しては、2013年6月の決議93/2013²⁷によって規定されている。

決議93/2013によれば、INPIからのオフィスアクションの要求や見解の通知に従ったクレームチャートの補正(非自発的補正)は、(a)クレームの減縮、(b)明瞭な誤記の修正、(c)不明瞭な記載の釈明について認められることとなる。したがって、i) 選択的に記載された要素の削除、ii) 直列的な要素の付加、iii) 一般的概念の具体的なものへの変更、iv) 複数引用形式従属クレームにおける引用独立クレームの数の減少、v) 従属クレームの特徴的要素を独立クレームに加入することは許容される。一方、i) 連続的に記載された発明における要素の削除、ii) 選択的要素の付加、iii) 元来独立クレームに記載されていた特徴の従属クレームへの移動、を受け入れないとしている。この結果、出願人から提出されたクレームチャートが第32条違反である場合には(オフィスアクションに伴って提出された非自発的な補正であろうとも)、部分的にではなくその全体として拒絶されることとなり、補正について大きく制限されている。²⁸

上記決議で規定された「INPIに対する特許出願における法令第9279/96号第32条の規定の適用についての方針」の内容は、下記の通り。

²⁷ http://www.inpi.gov.br/images/docs/resolucao_093-2013_artigo_32_1.pdf (ポルトガル語) (最終アクセス日：平成26年2月13日)

²⁸ 代理人へのヒアリング回答より

INPI に対する特許出願における法令第 9279/96 号第 32 条の規定の適用についての方針

第 1 部

- 1.1 定義
- 1.2 説明

第 2 部

特許出願の審査におけるブラジル産業財産法第 32 条の規定の適用

- 2.1 クレームの範囲において認められる変更について
- 2.2 クレームの範囲において認められない変更について
- 2.3 クレームされている主題への追加となる特徴とは？
- 2.4 カテゴリーの変更
- 2.5 ブラジル産業財産法第 32 条の規定を満たさないクレームは完全に拒否される
- 2.6 分割出願に関するブラジル産業財産法第 32 条の規定における審査のタイムフレームは、元の特許出願の審査請求日となる
- 2.7 マウロ・マイア主任検事の決裁第 08/2010 によって制定されたブラジル産業財産法第 26 条及び第 32 条の規定間の一致

第 3 部

特許出願審査におけるブラジル産業財産法第 32 条の規定適用の手順

- 3.1 事例 01：最初の技術審査²⁹におけるブラジル産業財産法

²⁹ ブラジル産業財産法

第 35 条

技術的審査をしたときは、次に掲げる事項に関し、調査報告書及び見解書を作成する。

- (I) 出願の特許性
- (II) クレームの内容に鑑みた出願の適切性
- (III) 出願の再編成又は分割、又は
- (IV) 技術的要件

第 36 条

前記の見解書が、出願の非特許性若しくはクレームの内容に対する出願の不適合性を確認するものであるか、又は何らかの要求を行うものである場合は、出願人は、90 日の期間内に意見書を提出するよう通知を受けるものとする。

- (1) 要求に対する応答がなかったときは、出願は最終的に却下される。
- (2) 要求に対する応答があった場合は、要求が満たされておらず又はその設定に異論があるときであっても、また、出願内容の特許性若しくはクレームの適合性について

第 32 条の適用

3.2 事例 02：二回目以降の技術審査におけるブラジル産業財産法第 32 条の適用

3.3 事例 03：分割出願におけるブラジル産業財産法第 32 条の適用

3.4 事例 04：審判請求におけるブラジル産業財産法第 32 条の適用

第 4 部

DIRPA（特許審査部）の特許出願審査におけるブラジル産業財産法第 32 条の規定適用へのダイアグラム

第 5 部

DIRPA（特許審査部）のいくつかの分野におけるブラジル産業財産法第 32 条の規定適用例

プロセス

剤形

3. 2. 9 単一性

単一性に関する内容は、2013 年特許審査ガイドラインの「第 III 章 クレームの範囲」の「発明の単一性－産業財産法第 22 条」において説明されている。

[2013 年特許審査ガイドライン]

第 III 章 クレームの範囲

発明の単一性－ブラジル産業財産法第 22 条

一般的考察

特別な技術的特徴

先天的又は後天的な発明の単一性の欠如

中間生成物及び最終生成物

代案（「マーカッシュ構造」）

1 つのクレームにおける各特性

従属クレーム

分割出願の審査

発明の単一性と二重保護

の意見が提出されているか否かに拘らず、審査は継続されるものとする。

発明の単一性について、「一般的考察」のパラグラフ 3.102 では「特許出願は、単一の発明、又は単一の発明概念を含むという形で相互に関連した発明の集合に関わるものでなければならない。特許出願が単一の発明概念を含むという形で相互に関連した発明の集合に関わるものの場合、発明の実現に対して本質的で代替的な性質を持つ異なる集合と定義する限りにおいて、同じカテゴリーにおける複数の独立クレームを生成することができる。」と説明されている。

3. 2. 10 審査・先行技術調査の進め方

先行技術調査の進め方に関しては、2002年特許審査ガイドラインの「1.7 先行技術調査」において説明されている。

[2002年特許審査ガイドライン]

1. 審査
- 1.7 先行技術調査

実体審査手続については、2002年特許審査ガイドラインの「1. 審査」の以下の項目において説明されている。

[2002年特許審査ガイドライン]

1. 審査
- 1.1 審査開始時期
- 1.2 審査手順概要
- 1.3 方式審査
- 1.4 実体審査
- 1.4.1 新規性確定のための日付確認
- 1.4.5 第三者意見の審査
- 1.5 考えられる不備
- 1.5.1 記載不備
- 1.5.2 法律上の禁止
- 1.5.3 産業上利用不可
- 1.5.4 新規性の欠如
- 1.5.4.a) グレースピリオド
- 1.5.5 不十分な内容
- 1.5.6 発明の単一性の欠如
- 1.6 先行技術調査前の拒絶

- 1.8 第三者意見の検討
- 1.9 実体審査時、出願書類において認められる可能性のある不備
 - 1.9.2 特許性要件
 - 1.9.2.1 新規性
 - 1.9.2.2 発明活動
 - 1.9.2.3 発明行為
- 1.10 方式及び内容面
 - 1.10.7 要約
 - 1.10.7.1 内容
 - 1.10.7.2 形式、参照番号
- 1.11 要求、不利な見解、又は決定の通知
 - 1.11.1 要求の通知
 - 1.11.2 産業財産法（LPI）第 34 条第 1 項に基づく要求
 - 1.11.3 不利な見解の通知
 - 1.11.4 拒絶
- 1.12 応答、不利な見解への回答の検討
- 1.13 却下
- 1.14 付与

審査官による出願の拒絶後、拒絶通知から 60 日以内に審判部に対して審判請求をすることができる（ブラジル産業財産法第 212 条）。

3. 2. 1 1 優先審査／早期審査

ブラジルにおける優先審査については、下記の決議によって規定されている。

- ・継続的な侵害の主張に基づく優先審査に関する決議 No.68/2013³⁰
- ・医薬品、及び公衆衛生に関連する方法、装置及び物質に関する出願の優先審査に関する決議 80/2013³¹
- ・環境技術に関する特許出願の優先審査に関する決議 No.83/2013³²

³⁰ http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/resolucao_pr_n_682013（ポルトガル語）
（最終アクセス日：平成 26 年 2 月 13 日）

³¹ http://www.inpi.gov.br/images/docs/resolucao_80-2013_-_exame_prioritario_saude.pdf（ポルトガル語）（最終アクセス日：平成 26 年 2 月 13 日）

³² http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/resolucao_pr_n_832013（ポルトガル語）
（最終アクセス日：平成 26 年 2 月 13 日）

3. 2. 1 2 優先権

優先権に関する内容は、2002 年特許審査ガイドラインの「1.2 方式審査」及び「1.4 実体審査」の 1.4.1 において説明されている。

[2002 年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.2 方式審査

1.4 実体審査

1.4.1 新規性確定のための日付確認

ブラジルにおける優先権主張については、産業財産法第 16 条（条約優先権）及び第 17 条（国内優先権）において規定されている。

「ブラジル産業財産法第 16 条

ブラジルと協定を締結している国において又は国際機関においてされた出願であって、国内出願の効力を生じるものには、当該協定に定められている期限内の優先権が与えられるものとし、また、当該出願は、前記の期間内に生じた出来事によって無効とされ又は不利な扱いをされることはない。

（以下略）」

「ブラジル産業財産法第 17 条

発明特許又は実用新案特許の出願であって、優先権の主張を伴わずに最初にブラジルにおいてなされ、未だ公開されていないものがある場合は、同一の出願人又は承継人が 1 年以内に同一の内容についてブラジルで行う後の出願に対しても、優先権が与えられる。」

また、優先権については、特許及び発明の追加証に関する産業財産法の運用を確立する規範通知 No.17/2013³³の「3. 優先権」においても規定されている。

3. 2. 1 3 特殊出願（分割出願等）

（1）分割出願

分割出願に関する内容は、2013 年特許審査ガイドラインの「第 III 章 クレ

³³ http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/instrucao_normativa_n_172013（ポルトガル語）
（最終アクセス日：平成 26 年 2 月 13 日）

ームの範囲」の「分割出願の審査」において説明されている。

[2013年特許審査ガイドライン]

第 III 章 クレームの範囲

発明の単一性—ブラジル産業財産法第 22 条

分割出願の審査

ブラジル産業財産法第 26 条では、出願審査終了前であれば、職権又は自発的に出願の分割を行うことが可能である。

また、分割出願については、特許及び発明の追加証に関する産業財産法の運用を確立する規範通知 No.17/2013³⁴の「6. 分割出願」においても規定されている。

(2) その他

産業財産法第 76 条³⁵に規定されている発明追加証について、2002 年特許審査ガイドラインの「1.4 実体審査」の (e) において説明されている。

[2002年特許審査ガイドライン]

1. 審査

1.4 実体審査

また、それ以外の資料として、特許及び発明の追加証に関する産業財産法の運用を確立する規範通知 No.17/2013³⁶の「9. 発明追加証」においても規定さ

³⁴ http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/instrucao_normativa_n_172013 (ポルトガル語)
(最終アクセス日：平成 26 年 2 月 13 日)

³⁵ ブラジル産業財産法第 76 条

発明特許に係わる出願人又は特許所有者は、進歩性を欠く場合であっても、発明の内容に加えた改良又は進展を保護するために、特定手数料を納付して、追加証を出願することができる。ただし、その内容が元の内容と同一の発明概念に含まれていることを条件とする。

- (1) 主たる出願が既に公開されている場合は、追加証の出願は直ちに公開される。
- (2) 追加証出願の審査は、前項に規定した以外に、第 30 条から第 37 条までの規定に従うものとする。
- (3) 追加証の出願は、その対象が同一の発明概念を示していないときは、却下される。
- (4) 出願人は、審判請求期間内において、かつ、該当する手数料を納付することにより、追加証出願を特許出願に変更し、追加証出願の出願日を特許出願の出願日とするよう、請求することができる。

³⁶ http://www.inpi.gov.br/portal/artigo/instrucao_normativa_n_172013 (ポルトガル語)

れている。さらに、追加証出願に関する行政手続を制定する実務基準 No.01/2013 がある。³⁷

3. 2. 1 4 存続期間延長

ブラジルの特許制度において、特許権の存続期間延長制度は存在しない。

3. 2. 1 5 特定技術分野

特定の技術分野に関するブラジルにおける審査基準関連資料は、下記の通り。

(1) コンピュータ・ソフトウェア関連発明

現在施行されているコンピュータ・ソフトウェア関連発明に関する審査基準関連資料はないが、「コンピュータ実施発明関連の特許出願審査ガイドライン」(案)³⁸が作成され、パブリックコメントの募集も終了しているが、2014年1月現在、まだ施行されていない。

(2) 化学関連発明

化学関連発明に関する審査基準関連資料は、存在しない。

(3) 医薬品関連発明

医薬品関連発明に関しては、特許審査ガイドラインを補完するものとして「2002年バイオ・医薬品特許審査ガイドライン」が存在する。本審査ガイドラインの内容は、下記の通り。

なお、本ガイドラインは、2012年に改訂案が公表され、パブリックコメントの募集が行われたのち、2013年最終改訂案が公表されたものの、2014年1月現在、未だ施行されていない。

2002年バイオ・医薬品特許審査ガイドライン

1. はじめに
クレームのカテゴリー

2. 独立クレーム
製品クレーム
2.2 化合物

(最終アクセス日：平成 26 年 2 月 13 日)

³⁷ 法律事務所アンケート回答より

³⁸ http://www.inpi.gov.br/images/stories/Procedimentos_de_Exame.pdf (ポルトガル語)
(最終アクセス日：平成 26 年 2 月 13 日)

- 2.3 合成ポリヌクレオチド及び合成ポリペプチド
- 2.4 自然界にある化合物
- 2.5 一般的組成
- 2.6 特許されない製品³⁹に基づく組成物
- 2.7 その用途又は作用形式により定義される組成物
- 2.8 分離した成分を示す組成物
- 2.9 その物理的性状により定義される組成物
- 2.10 混合特性により定義される組成物
- 2.11 製造された製品（タブレット、錠剤、丸薬、カプセル、乳剤、及び類似品）
- 2.12 動物、植物、及びその一部
- 2.13 微生物
- 2.14 宿主細胞
- 2.15 ハイブリドーマ及びモノクローナル抗体
- 2.16 ウイルス
- 2.17 生理用ナプキン、縫合、包帯、吸収剤、及び類似品
- 2.19 キット

方法のクレーム

- 2.24 化合物の製造合成方法
- 2.25 化合物製造の生物学的方法または酵素処理
- 2.26 抽出・分離方法
- 2.27 微生物の遺伝子組換え方法
- 2.28 自然な生物学的方法
- 2.29 製品製造のために高等生命体を利用する方法
- 2.30 植物の生産方法
- 2.31 動物の生産方法
- 2.32 その段階の一つに動物の生産を含む製品の製造方法
- 2.33 幹細胞を含む方法
- 2.34 抗体の生産方法
- 2.35 ハイブリドーマ及びモノクローナル抗体の生産方法
- 2.36 人体又は動物体の治療方法
- 2.37 診断方法
- 2.38 外科的方法
- 2.39 第二用途発明

3. 従属クレーム

³⁹ 例、天然抽出物（「2002年バイオ・医薬品特許審査ガイドライン」2.6.1より）

(4) 生物工学関連発明

生物工学関連発明に関しては、特許審査ガイドラインを補完するものとして「2002年バイオ・医薬品特許審査ガイドライン」が存在する。本審査ガイドラインの内容は、上記「c) 医薬品関連発明」を参照。

なお、本ガイドラインは、2012年に改訂案が公表され、パブリックコメントの募集が行われたのち、2013年最終改訂案が公表されたものの、2014年1月現在、未だ施行されていない。

(5) その他の特定技術分野

上記分野以外に関する審査基準関連資料は存在しない。

3. 2. 16 国際出願 (PCT 出願)

国際出願 (PCT 出願) に関する審査基準関連資料は、存在しないが、2002年特許審査ガイドラインの冒頭の「1.1 審査開示時期」においては、「PCT 国際出願の場合、必要な審査は、国内段階への移行通知から60日より早く開始しない」と説明されている。

また、法律事務所アンケートの回答では、国際段階に関する資料として「PCT 出願の手引き－国際段階」⁴⁰が挙げられていた。

⁴⁰ <http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>